



消費生活

サポーター通信

令和8年度第3号(令和8年6月発行)

今月のテーマ



自然災害に便乗した 悪質商法に注意!

事例

- ・最近の大きな地震で自宅の被害が気になっていたところ、「壊れた箇所を修繕する」という事業者が来た
- ・自宅を見てもらうと、「壊れた箇所があった。保険金で修繕できるので、請求手続きを代行するから、報酬としておりた保険金の3割を払って」と言われたが、本当に頼んでいいのだろうか



アドバイス

- 住宅修繕の勧誘を受けても、**すぐに契約をせず、複数の事業者から見積を取る**など、慎重に検討しましょう
- 保険の請求手続きは、**自身で行うと費用はかかりません**「保険の請求を代行する」という事業者は、**あとから報酬を求めてくる**ことがあるので、十分に注意しましょう
- 訪問販売や電話勧誘販売による契約は、クーリング・オフできる場合がありますので、早めに消費者ホットラインに相談しましょう



今年も消費生活サポーター研修会を実施します!

消費者被害にあわないために知っておきたい知識や、最近の消費者問題のポイントなどを学ぶための研修会を実施します。

お近くの会場へ、ぜひお越しください(参加費**無料**)

お申し込みは青森県消費生活センター(017-722-3348)まで!

【三沢会場】6月22日(月)
10:30~12:00
三沢市役所本館4階大会議室

【十和田会場】6月22日(月)
14:00~15:30
十和田市役所本館2階会議室1

【むつ会場】6月23日(火)
10:30~12:00
むつ市役所本庁舎第9会議室

【八戸会場】6月29日(月)
10:30~12:00
八戸市役所本館地下研修室

【弘前会場】6月30日(火)
10:30~12:00
弘前市岩木庁舎会議室3

【青森会場】7月8日(水)
10:30~12:00
青森県庁西棟5階580会議室

【五所川原会場】7月8日(水)
14:00~15:30
五所川原市役所2階2B・2C会議室

(編集・発行)青森県消費生活センター
〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階

おかしいな、困ったなと思ったら
消費生活ホットライン(局番なし) **188**へすぐ相談!

(お近くの消費生活センターにつながります)

公式LINE登録してね

友達登録方法

- 右のQRコードを読み込む
- または
- LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する



マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)